

岩手県医療局管理規程第2号

医療局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局公印規程の一部を改正する規程

医療局公印規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後								
(公印の亡失等)							(公印の亡失等)								
第5条 公印の管理者は、管理している公印を亡失又は損傷したときは、速やかに <u>管理課総括課長</u> に連絡し、その指示を受けなければならない。							第5条 公印の管理者は、管理している公印を亡失し、又は損傷したときは、速やかに <u>経営管理課総括課長</u> に連絡し、その指示を受けなければならない。								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
公印						公印管理者	備考	公印						公印管理者	備考
項目	番号	印刻文字	印材	大きさ（ミリメートル）				項目	番号	印刻文字	印材	大きさ（ミリメートル）			
本庁	局	1	岩手県医療局	つげ又は水牛	方32	<u>管理課総括課長</u>		本庁	局	1	岩手県医療局	つげ又は水牛	方32	<u>経営管理課総括課長</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	総括課長	4	岩手県医療局管理課総括課長	つげ	方23	<u>管理課総括課長</u>			総括課長	4	岩手県医療局経営管理課総括課長	つげ	方23	<u>経営管理課総括課長</u>	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				6	岩手県医療局業務課総括課長	〃	〃	<u>医事企画課総括課長</u>	
	室長	7	岩手県医療局システム管理室	〃	〃	<u>システム管理室長</u>				7	岩手県医療局業務支援課総括課長	〃	〃	<u>業務支援課総括課長</u>	

		8	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
その 他	割印	1		つげ 又は 水牛	縦 37 横 15	<u>管理課</u> <u>総括課</u> 長	

	<u>室長</u>	8	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
その 他	割印	1		つげ 又は 水牛	縦 37 横 15	<u>経営管</u> <u>理課総</u> <u>括課長</u>	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。